

茨木市水道部制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道部が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めた制限付一般競争入札を実施するにあたり、他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 制限付一般競争入札の対象は、次に掲げる建設工事(以下「対象工事」という。)とする。ただし、水道事業管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が4億円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が1億5千万円以上の水道管布設工事
- (3) 設計金額が6億円以上の建築一式工事
- (4) 設計金額が1億円3千万円以上の電気及び管工事
- (5) 設計金額が1億円3千万円以上のその他工事

(入札参加資格)

第3 制限付一般競争入札に係る入札参加資格事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市水道部の建設工事入札参加有資格業者であること。
- (2) 茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合数値が一定の基準に適合していること。
- (4) 特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 対象工事と同規模以上の工事を元請として施工した実績があること。
- (6) 対象工事に必要な技術者（監理技術者又は主任技術者）が配置可能なこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、対象工事について必要と認める事項。

(公告)

第4 地方自治法施行令第167条の6の規定による入札の公告は、入札公告例によるものとする。

(入札参加資格の審査の手続等)

第5 制限付一般競争入札による入札に参加しようとする者は、所定の期日までに当該入札参加資格の確認の申請をしなければならない。

2 入札参加資格の確認の申請があったときは、茨木市水道部工事請負入札審査委員会に諮り、当該入札参加資格の有無について決定し、その結果を前項の申請をした者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

(入札の無効等)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 制限付一般競争入札による入札に参加する者に必要な資格がない者及び虚為の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札参加資格確認申請の提出期限日から、入札日までの間において、指名停止等の措置を受けている者のした入札
 - (3) 1 回目の入札金額の根拠となった工事費内訳書の提出のない者のした入札
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、水道事業管理者が当該入札に参加させることが適当でないと認める者のした入札
- (特定建設工事共同企業体)

第 7 特定建設工事共同企業体に、発注する工事は、この要綱の対象とする。

(適用除外)

第 8 茨木市水道部建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱（平成20年 4 月 1 日実施）に規定する事後審査型制限付一般競争入札を行う建設工事については、この要綱の規定は適用しない。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年10月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年10月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から実施する。